

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 24 日現在

機関番号：32675

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730465

研究課題名(和文)ベーシックインカムとフェミニズム：性別役割分業の観点から

研究課題名(英文)Basic Income and Feminism: from the perspective of the gender division of labour

研究代表者

堅田 香緒里 (KATADA, Kaori)

法政大学・社会学部・講師

研究者番号：40523999

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：フェミニストのベーシック・インカム(基本所得)に対する評価は両義的である。そこで本研究では、ベーシック・インカムをめぐるフェミニズムの二つの立場「女の解放のための「解放料」と捉える立場/抑圧のための「口止め料」と捉える立場」の主張について整理した。両者を分かつ論点は多岐にわたるが、その主要な対立点は、ベーシック・インカムが性別役割分業に与える影響に関する見立てに求めることができる。そこで続いて、ベーシック・インカムが性別役割分業に与え得る影響について、これに類似した二つの所得保障政策「ケア提供者手当と参加所得」の対比を通して検討した。

研究成果の概要(英文)：The argument about basic income is sometimes considered as “gender-blind”. At the same time, mainstream feminism itself rarely brings it up. There seems to be few intersections of Basic Income and Feminism. In this research, I focus on their intersection in order to consider the implication of Basic Income for women. We can say that the expected effect on women by Basic Income is ambiguous. Is it an “Emancipation Fee” or “Hush money” for women? This question has been argued through a wide range of areas. I review these arguments and put forth an exploratory consideration for a productive intersection of Basic Income and Feminism. In particular, I examine the effect of Basic Income on gender division of labour and women’s autonomy by comparing the two guaranteed income policies which are similar to Basic Income: Caretaker benefit and Participation Income. This work may help with figuring out a new Feminist Social Policy.

研究分野：社会政策、社会福祉学、ジェンダー論

キーワード：ベーシック・インカム フェミニズム 性別役割分業 ケア提供者手当 参加所得

1. 研究開始当初の背景

ベーシック・インカムという政策構想は、福祉国家における様々な社会的排除が問題化されるにつれ、これらの排除に抗する新たな包摂戦略の一つとして急速に注目を集めつつある。福祉の受給に際して賃労働を等閑視するこの構想は、賃労働の中心性を維持してきた従来の福祉国家への反省ないし批判の中から浮かび上がってきた。一方、フェミニズムもまた、近代主義的福祉国家に対する批判を古くから提出してきた。ここでは、何よりもまず福祉国家が想定する家族モデル（男性稼得者／女性家事従事者モデル）が争点とされた。さらにその批判は、そうしたモデルに基づく諸制度や公／私ジェンダー分割、性別分業への批判へと展開していった（深澤 1999; 杉本 1997）。

このように、ベーシック・インカムとフェミニストの主張は各々、従来の福祉国家への批判を異なる文脈において形成してきた。しかし残念ながら、これまで両者の交差が論じられることはほとんどなかった。ベーシック・インカムをめぐる議論は近年盛んになりつつあるが、その中心は未だにジェンダーに無自覚（gender-blind）なものであると指摘されるのもこのためであろう（Pateman 2006）。他方でフェミニズムの側も、ベーシック・インカムを「家事労働に対する支払い」として矮小化して捉え、それほど検討しないまま批判的に捉えている向きが多い。こうした事情を反映してか、両者の生産的な交差はこれまであまり見られない。しかしもし私たちがジェンダー公平（gender equity）を政策規範の一つとして無視できないものと考えらば、新たな政策構想として台頭しつつあるベーシック・インカムがこれをどのように扱うか検討することは重要なことである。

2. 研究の目的

本研究では、よりよいフェミニスト社会政策を考えるために、これら二つの主張の「交差」に定位し、両者がより生産的に交差していくための予備的考察を提出したい。

具体的には、第一に、ベーシック・インカムのフェミニズムにとっての含意と、ベーシック・インカムをめぐるフェミニズムの二つの異なる主張 BI を女の解放のための「解放料」とみなす主張／BI を女の抑圧のための「口止め料」とみなす主張を整理し、再検討する。第二に、ベーシック・インカムが性別役割分業に与え得る影響について明らかにする。

3. 研究の方法

ベーシック・インカムをめぐるフェミニズムの二つの異なる立場の主要な対立点は、ベーシック・インカムが性別役割分業に与える影響に関する見立てに求めることができる。そこで、ベーシック・インカムが性別役割分業に与え得る影響について、これに類似した二つの所得保障政策 ケア提供者手当と参加所得 との対比を通して検討する。

4. 研究成果

これまで、ベーシック・インカムの望ましさに関して、フェミニズムの立場からは二つの異なる見方が提示されてきた。一方は、ベーシック・インカムを、従来より女が中心的に担ってきた不払い労働を経済的に再評価し、女の経済的自立を促すという主張である。この立場はベーシック・インカムを女の解放のための「解放料（Emancipation Fee）」（Robeyns 2000）として捉え、肯定的に評価する。他方は、ベーシック・インカムは女を家庭に送り戻し、女の解放と自立に抗するバックラッシュに貢献するという主張である。この立場は、ベーシック・インカムは女への「口止め料（Hush Money）」（Robeyns 2000）として機能すると考え、これを否定的に評価する。女は、その家庭内での家事・ケア労働に対して経済的報酬を受け取ることで現状に甘んじ、ジェンダー公平の達成に必要な不可欠なジェンダー関係の根源的変化の主張を差し控えてしまうというのである。以下では、これら二つの主張を整理し、再検討していく。

まず、ベーシック・インカムが女にとって「解放料」となるという場合には、以下のような主張が展開されてきた。第一に、ベーシック・インカムは女の経済的自立を促すという主張である（例えば Walter 1989）。それは、性別分業のために女が直面しがちな経済的リスクを回避し、女の経済的自立を促すというのである（例えば、Alstott 2001; Parker 1993）。第二に、第一の点とも関連して、ベーシック・インカムはある社会関係内における女の声（Voice）と権力ないし交渉力の増大に貢献する、という主張がある。（例えば Pettit 2007、Standing 1992）。第三に、ベーシック・インカムは、いわゆる「貧困と失業の罟」を軽減する、という主張がある（例えば、Parker 1993）。第四に、ベーシック・インカムは、福祉国家を「脱官僚化」する、という主張がある。（Fitzpatrick 1999=2005: 190）。第五に、ベーシック・インカムは、女の間に対立する利害の一部を解消する、という主張がある（Robeyns 2000）。第六に、ベーシック・インカムは、家事やケア労働を社会的に価値のある貢献として（再）評価する、という主張がある（例えば Jordan 1992;）

Walter 1989; Parker 1993)。

これに対して、ベーシック・インカムが女にとって抑圧のための「口止め料」と捉えられる場合には、これを「解放料」として捉える主張が多様な論点からなされていたのに対し、論点はほぼ一点に絞られている。それは、ベーシック・インカムは、家庭内での家事・ケア労働の価値を承認し、これに対して経済的報酬を与えることで、女を家庭という私的領域に幽閉し黙らせ、その結果性別分業を維持・強化する、というものである(例えば Orloff 1990; Robeyns 2000)。

ここで問われるべき問いは以下であろう。一つは、はたして「ベーシック・インカムは、『家事・ケア労働への支払い(経済的報酬)』なのだろうか」、さらにいえば、「ベーシック・インカムは『家事・ケア労働への支払い(経済的報酬)』という目的を最も有効に追求する所得保障の在り方だと言えるだろうか」という問いであり、もう一つは、「ベーシック・インカムは性別分業にどのような影響を与えるか」という問いである。

ベーシック・インカムを否定するにせよ肯定するにせよ、その論拠として、それが家事・ケア労働への支払いとなり得る点に言及されることがある。しかしこうした議論は端的にいうと誤解であり、ベーシック・インカムはそもそも家事・ケア労働に対する支払いではない。この点を敷衍するため、しばしばベーシック・インカムの類似政策として取り上げられるケア提供者手当および参加所得と対照して考えてみる。というのも、実はベーシック・インカムに対するフェミニストの懸念は多くの場合、ベーシック・インカムではなくケア提供者手当ないし参加所得に当てはまるものだからである。

ケア提供者手当とは、不払いのケア労働の遂行を条件になされる所得保障の方法である(Alstott 2004)。これよりも一般的な参加所得とは、家事・ケア労働に限らず、社会的に有益だとみなされた活動への参加を条件に支払われる給付のことである(Atkinson 1996)。ここでは、ボランティア活動や環境運動なども支払いの対象となる。これらの政策構想は、これまで低く見積もられてきた家事やケア労働の価値を承認し、ケア提供者を経済的に補償することで、ケア労働の担い手の大部分である女の地位を高めるものとして、一部のフェミニストに支持されてきた。

これに対して BI は、無条件給付であるため、一見するとケア労働の承認や価値付けには何らの役割も果たさないようにも思える(Robeyns 2001)。というのも、ケア労働に従事していようがいまいが、これを受け取れるのだから。このように考えると、ケア労働に直接支払うことでその承認・価値付けを明示化するケア提供者手当や参加所得の方が、フェミニストにとっては望ましい政策構想であるようにも思える。

しかしそれらは他方で、第一に、家庭内で遂行されるケア労働等の活動への支払いという性格から、結果的に女を家庭内に幽閉することになりかねないという問題や、第二に、「誰が」「どのような」活動を「家事・ケア労働」ないし「社会的に有用」であると決定するののかという問題を含む。

これに対し、無条件給付のベーシック・インカムは、家事・ケア労働のような何らかの「貢献」に対する支払いではない。家事労働をしていようがいまいが、それは支払われる。それゆえベーシック・インカムは、「ケア労働への支払い」ではなく、ケア労働に従事するより有効な機会をすべての人に与えることで、「ケア労働への普遍的な支援」を提供するものだといえよう(Baker 2008: 4)。

ベーシック・インカムは、男女間でケアの責任を分担し合うよう促す可能性を持ってはいる。というのもそれは、男が賃労働から解放される時間を増やすことに貢献し得るからだ。しかし、男が賃労働から解放されたその時間を家事労働に費やすことまでを保証するものではない(Carlson 1997: 8)。すなわちベーシック・インカムは、賃労働を強制しないのと同様に、不払い労働も強制しないのである。それは、伝統的な性別分業を積極的に強化しないとしても、それに直接挑むこともないのだ。それゆえ、多くのフェミニストは、ベーシック・インカムは女性を解放する他の政策によって補完されなければならないと考えている。具体的には、ワークシェアリングやすべての人の労働時間の削減、労働市場における男女平等(平等な機会と、平等な賃金)、育児休暇の充実、フルタイムのケア労働からの定期的/断続的休暇、手頃に利用可能な質の高いケア(保育、介護)サービス等から、ジェンダー公平な教育プログラム、ジェンダーに無自覚な広告やテレビ番組への異議申し立て、労働市場の文化や規範の変更等に至るまで、非常に広範囲にわたる政策が提案されてきた。このことは皮肉にも、それだけ性別分業が社会の隅々にまで浸透していることを示してもいる。

以上、本研究では、ベーシック・インカムをめぐるフェミニズムの二つの主張を再検討した。そのうえで、ケア提供者手当および参加所得という類似政策との対比において、BIが家事・ケア労働の評価においてどのような含意を持ちうるかということ明らかにした。続いて、性別分業の解消においては、ベーシック・インカム単独での取り組みというよりは、むしろ他の諸政策との組み合わせが重要であることを示した。こうした作業は、これまであまり見られなかったベーシック・インカムをめぐる議論とフェミニズムの「交差」のための一助となるだろう。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

堅田 香緒里、雇用問題とジェンダー、学術の動向、査読無、vol.20no.9、2015、pp.50-54

堅田 香緒里、ナショナルミニマム保障の哲学 ナショナルミニマムの規範をめぐる、貧困研究、査読無、vol.14、2015、pp.4-13

平岡公一・堅田 香緒里、社会改革思想と現代 社会政策の思想的基盤を問う(座長論文) 社会政策、査読無、第6巻第3号、2015、pp.5-16

堅田 香緒里、「標準世帯」をこえて 社会保障、社会福祉制度の観点から、社会臨床雑誌、査読無、第22巻第2号、2014、pp.58-64

堅田 香緒里、女/貧困/福祉 「主婦」と「売春婦」の分断と共謀、現代思想、査読無、2012年11月号、2012、pp.114-125

堅田 香緒里、宮下ミツ子、貧者の統治の質の変容 生活保護への警察官OB配置問題を通して、現代思想、査読無、2012年9月号、2012、pp.140-155

[学会発表](計 5 件)

堅田 香緒里、コメント「現代の雇用危機を考える」、社会学系コンソーシアム第7回シンポジウム、日本学術会議大講堂(東京都・港区)、2015年1月24日

堅田 香緒里、ナショナルミニマム保障の哲学 ナショナルミニマムの規範をめぐる、第7回貧困研究大会、広島大学(広島県・広島市)、2014年11月8日

KATADA, Kaori、The reform of Public Assistance and the Potential for Basic Income in Japan, 15th International Congress of the BIEN, Montreal (カナダ)、2014年5月11日

堅田 香緒里、岩永理恵、「流動社会」における生活最低限の研究 「合意に基づく」基準生計費策定プロジェクト、日本社会福祉学会第60回秋季大会、関西学院大学(兵庫県・西宮市)、2012年10月21

日

KATADA, Kaori、Basic Income and Feminism: in terms of “the gender division of labour”, 14th International Congress of the BIEN, Munich (ドイツ)、2012年9月14日

[図書](計 3 件)

KATADA, Kaori 他、Palgrave Macmillan、Basic Income in Japan: Prospects for a Radical Idea in a Transforming Welfare State, 2014、pp.275 (101-114)

堅田 香緒里 他、丸善出版、社会福祉学辞典、2014、pp.816 (154-155、250-251)

堅田 香緒里 他、中央法規、福祉社会学ハンドブック 現代を読み解く 98 の論点、2013、pp.244 (178-179)

6. 研究組織

(1)研究代表者

堅田 香緒里 (KATADA, Kaori)
法政大学・社会学部・講師
研究者番号: 40523999